

組合員・被扶養者の資格喪失後は 組合員証等の返却をお願いします

組合員証、被扶養者証、資格確認書等が使用できるのは、退職日までです！



× 資格確認書が届くまで × まだ手元にあるから × 月途中の退職だから月末までなら
資格喪失後に組合員証等を提示して医療機関等を受診した場合、後日医療費の返還請求を
することとなりますので使用しないよう注意してください。